

年企発第1209第2号
令和2年12月9日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省年金局
企業年金・個人年金課長
(公印省略)

確定給付企業年金の財政運営に係る特例的扱い等について

確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第197号、以下「改正省令」という。）が、令和2年12月9日から施行されたことに伴い、確定給付企業年金の財政運営に係る特例的扱い等について下記のとおりとすることとしたので、貴管下の確定給付企業年金を実施する事業主等の指導について、遺憾のないよう配慮されたい。

また、規約変更に係る書類を受理する際には、「確定給付企業年金の財政運営に係る特例的扱いの適用状況を示した書類」（以下「別紙様式」という。）が添付されていることを確認するよう十分に留意されたい。別紙様式が添付されている場合には、その都度当課に報告されたい。

なお、以下、「確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）」を「法」、「確定給付企業年金法施行規則（平成14年厚生労働省令第22号）」を「施行規則」という。

記

第1 施行規則附則第14条について

法第58条又は法第62条の規定に基づき掛金の額を再計算した結果、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に掛金を引上げこととなる

確定給付企業年金について、今般、改正省令により施行規則附則第14条を改正し、実施事業所の経営の状況が悪化したことにより事業主が掛金を拠出することに支障があると見込まれる場合には、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に掛金の引上げを行うこととなっていた日（以下「適用日」という。）から起算して一年を経過する日までの間、掛金引上げの全部又は一部を実施しないことができること。

その際には、当該措置は財政の健全化を先延ばしにするものであることを労使双方で十分に理解した上で、施行規則附則第14条第1項を適用した旨を規約に定める（規約変更に係る書類のうち数理書類においても備考欄等に適用した旨を記載する）こととし、規約変更に係る書類に加えて、別紙様式に基づく書類を提出すること。なお、当該規約変更是リスク対応掛金を変更する場合を除き、施行規則第7条第1項第5号（基金型企業年金においては、施行規則第15条第3号）に該当し、軽微な変更に該当するものとすること。

財政再計算において計算した掛金の額に施行規則附則第14条第1項を適用する場合、適用期間（適用日から起算して最大一年間）終了後の標準掛金額は、新たに財政再計算において計算する標準掛金額または直近の財政再計算において計算した標準掛金額のいずれかの額とすること。

第2 施行規則附則第15条について

確定給付企業年金においては、法第63条の規定に基づき掛金の追加拠出を行う場合、翌事業年度又は翌々事業年度に追加して拠出することが施行規則上定められている。法第63条の規定に基づき、掛金を追加拠出することとなる事業年度の初日が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間にある確定給付企業年金について、今般、改正省令により施行規則附則第15条を改正し、実施事業所の経営の状況が悪化したことにより事業主が掛金を拠出することに支障があると見込まれる場合には、掛金の追加拠出の全部又は一部を実施しないことができること。

その際には、当該措置は財政の健全化を先延ばしにするものであることを労使双方で十分に理解した上で、施行規則附則第15条第1項を適用した旨を規約に定める（規約変更に係る書類のうち数理書類においても備考欄等に適用した旨を記載する）こととし、規約変更に係る書類に加えて、別紙様式に基づく書類を提出すること。なお、当該規約変更是施行規則第7条第1項第

5号（基金型企業年金においては、施行規則第15条第3号）に該当し、軽微な変更に該当するものとすること。

第3 施行規則附則第16条について

確定給付企業年金において特別掛金額を算定する場合は、過去勤務債務の額の全部を償却するものとして算定することが施行規則上定められているが、今般、改正省令により施行規則附則第16条を改正し、令和2年3月31日から令和4年3月31日までの間の日を計算基準日として法第62条の規定に基づき特別掛金額を算定する場合には、過去勤務債務の額から施行規則第56条各号のいずれかの額の全部又は一部を控除することができること。

なお、当該措置は財政の健全化を先延ばしにするものであることを労使双方で十分に理解した上で、施行規則附則第16条第1項を適用した旨を規約に定める（規約変更に係る書類のうち数理書類においても備考欄等に適用した旨を記載する）こととし、規約変更に係る書類に加えて、別紙様式に基づく書類を提出すること。なお、当該規約変更は施行規則第7条第1項第5号（基金型企業年金においては、施行規則第15条第3号）に該当し、軽微な変更に該当するものとすること。

第4 「確定給付企業年金の財政計算等に係る特例的扱いについて」の特例的扱いについて

一 施行規則附則第14条第1項を適用する場合において、「確定給付企業年金の財政計算等に係る特例的扱いについて（平成20年9月11日年発第0911001号）」（以下「資産分割通知」という。）の第3に基づき、給付区分毎に特別掛金を算定している場合には、給付区分毎に掛け金引上げの全部又は一部を実施しないことができる。

二 施行規則附則第16条第1項を適用する場合において、資産分割通知第3に基づき、給付区分毎に特別掛金を算定している場合には、施行規則第56条各号のいずれかの額を各給付区分毎に過去勤務債務の額の算定方法に応じて合理的に配分した額の全部又は一部を、各給付区分毎に過去勤務債務の額から控除することができること。なお、各給付区分毎に、控除後の過去勤務債務

の額が財政再計算前の特別掛金収入現価を下回ってはならないこと。

確定給付企業年金の財政運営に係る特例的扱いの適用状況を示した書類

規約番号 _____

事業所名称 _____

事業主名称 _____

1 適用する特例措置（該当する項目について、チェックを入れてください。）

<input type="checkbox"/> 規則附則第14条	<input type="checkbox"/> 規則附則第15条	<input type="checkbox"/> 規則附則第16条
↓	↓	↓
2、3及び6を記入ください	2、4及び6を記入ください	5及び6を記入ください

2 実施事業所の経営状況等

(1) 経営状況が悪化している実施事業所

事業主	実施事業所	

(2) 収入及び支出の状況等

令和2年2月以降、前年同月と比べて収入の減少率が大きい月の收支状況を記載してください。

	項目	令 和 年 (当年)			前年同月			収入減少率 $1 - (\frac{\text{②}}{\text{⑤}} \div \frac{\text{③}}{\text{⑥}} \div \frac{\text{④}}{\text{⑦}})$ のうち最大の ものを記載 %
		月	月	月	月	月	月	
収入	売上	円	円	円	円	円	円	
	計	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
支出	仕入							
	販売費/ 一般管理費							
	借入金返済							
	計							

※「収入減少率」は小数点以下第2位を四捨五入して記載ください。

※ 収入は、事業所の事業上の売上その他経常的な収入であり、臨時的な収入である各種給付金はその額に含めないでください。

※ 減価償却費など、実際に支払を伴わない費用などは「支出」に該当しません。

(3) 掛金引上げが困難な理由

--

3 規則附則第14条の適用を受ける場合

(1) 掛金引上げの適用日及び猶予期間

適用日：令和 年 月 日

猶予期間：令和 年 月 日～令和 年 月 日

(2) 特例措置の適用状況等

(率、(円))

	標準掛金	特別掛金	特例掛金	リスク対応掛金	計
前回の財政再計算に基づく掛金					
今回の財政再計算に基づく掛金					
特例措置適用後の掛金					

※ 掛金の率で比較可能であれば、掛金の率を記載ください。

※ 特例掛金は規則第47条に基づく掛金の額をあらわします。

4 規則附則第15条の適用を受ける場合

(1) 追加拠出することとなる事業年度

令和 年度(令和 年 月 日～令和 年 月 日)

(2) 特例措置の適用状況等

(円)

特例措置適用前の特例掛金の額		特例措置適用後の特例掛金の額	
----------------	--	----------------	--

5 規則附則第16条の適用を受ける場合

(1) 計算基準日

令和 年 月 日

(2) 特例措置の適用状況等

(千円)

適用前の過去勤務債務の額	許容繰越不足金	うち控除する額	適用後の過去勤務債務の額

6 備考(給付区分ごとに特別掛金を算定している場合等、留意点があれば記載ください。)

確定給付企業年金の財政運営に係る特例的扱いの適用状況を示した書類

基金番号
 基金名称
 理事長名

1 適用する特例措置（該当する項目について、チェックを入れてください。）

<input type="checkbox"/> 規則附則第14条	<input type="checkbox"/> 規則附則第15条	<input type="checkbox"/> 規則附則第16条
↓	↓	↓
2、3及び6を記入ください	2、4及び6を記入ください	5及び6を記入ください

2 実施事業所の経営状況等

(1) 経営状況が悪化している実施事業所

事業主	実施事業所		

(2) 収入及び支出の状況等

令和2年2月以降、前年同月と比べて収入の減少率が大きい月の収支状況を記載してください。

	項目	令 和 年 (当年)			前年同月			収入減少率 $1 - (\frac{\text{②}}{\text{⑤}} \div \frac{\text{③}}{\text{⑥}} \div \frac{\text{④}}{\text{⑦}})$ のうち最大の ものを記載 %
		月	月	月	月	月	月	
収入	売上	円	円	円	円	円	円	
	計	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
支出	仕入							
	販売費/ 一般管理費							
	借入金返済							
	計							

※「収入減少率」は小数点以下第2位を四捨五入して記載ください。

※ 収入は、事業所の事業上の売上その他経常的な収入であり、臨時的な収入である各種給付金はその額に含めないでください。

※ 減価償却費など、実際に支払を伴わない費用などは「支出」に該当しません。

(3) 掛金引上げが困難な理由

--

3 規則附則第14条の適用を受ける場合

(1) 掛金引上げの適用日及び猶予期間

適用日：令和 年 月 日

猶予期間：令和 年 月 日～令和 年 月 日

(2) 特例措置の適用状況等

(率、(円))

	標準掛金	特別掛金	特例掛金	リスク対応掛金	計
前回の財政再計算に基づく掛金					
今回の財政再計算に基づく掛金					
特例措置適用後の掛金					

※ 掛金の率で比較可能であれば、掛金の率を記載ください。

※ 特例掛金は規則第47条に基づく掛金の額をあらわします。

4 規則附則第15条の適用を受ける場合

(1) 追加拠出することとなる事業年度

令和 年度(令和 年 月 日～令和 年 月 日)

(2) 特例措置の適用状況等

(円)

特例措置適用前の特例掛金の額		特例措置適用後の特例掛金の額	
----------------	--	----------------	--

5 規則附則第16条の適用を受ける場合

(1) 計算基準日

令和 年 月 日

(2) 特例措置の適用状況等

(千円)

適用前の過去勤務債務の額	許容繰越不足金	うち控除する額	適用後の過去勤務債務の額

6 備考(給付区分ごとに特別掛金を算定している場合等、留意点があれば記載ください。)